

【資料編 2】環境基準及び規制基準一覧

	ページ
1 大気汚染に係る環境基準	2- 1
2 水質汚濁に係る環境基準	
（ 1 ）河川の水質に係る環境基準	2- 2
（ 2 ）地下水質に係る環境基準	2- 4
3 騒音に係る環境基準	
（ 1 ）道路に面しない地域に係る環境基準	2- 5
（ 2 ）道路に面する地域に係る環境基準	2- 6
（ 3 ）新幹線鉄道騒音に係る環境基準	2- 7
4 騒音・振動に係る規制基準	
（ 1 ）騒音規制法の特定工場に係る規制基準	2- 8
（ 2 ）振動規制法の特定工場に係る規制基準	2- 8
（ 3 ）特定建設作業に関する基準	2- 9
（ 4 ）神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準	2-11
5 悪臭に係る規制基準	
（ 1 ）敷地境界における規制基準	2-12
（ 2 ）排出口の規制基準	2-13
（ 3 ）排水口の規制基準	2-13
6 土壌の汚染に係る環境基準	2-14
7 土壌汚染対策法の指定区域の指定に係る基準	2-15

1 大気の汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、現在 9 項目について定められている。また、大気の状態には季節変動があることから、大気汚染防止施策の効果を見るために達成状況の評価方法が別に定められている。(本文「2 大気汚染の概況」参照)

大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン以内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	年平均値が 0.06pg-TEQ/m ³ 以下であること。

2 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域（河川、海域、湖沼）及び地下水について定められている。

本市には海域及び湖沼がないため、ここでは河川及び地下水の環境基準を載せる。

（１）河川の水質に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準（河川：健康項目）

項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ 以下
六価クロム	0.05 mg/ 以下
砒素	0.01 mg/ 以下
総水銀	0.0005 mg/ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ 以下
チウラム	0.006 mg/ 以下
シマジン	0.02 mg/ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ 以下
セレン	0.01 mg/ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	あわせて 10mg/ 以下
ふっ素	0.8 mg/ 以下
ほう素	1 mg/ 以下
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/ 以下

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

水質汚濁に係る環境基準（河川：生活環境項目）

類型	水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ 以下	25 mg/ 以下	7.5 mg/ 以上	50 MPN/100m 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ 以下	25 mg/ 以下	7.5 mg/ 以上	1,000 MPN/100m 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ 以下	25 mg/ 以下	5 mg/ 以上	5,000 MPN/100m 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ 以下	50 mg/ 以下	5 mg/ 以上	-
D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ 以下	100 mg/ 以下	2 mg/ 以上	-
E	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ 以上	-

基準値は日間平均値とする。

水質汚濁に係る環境基準（河川：生活環境項目 2）

類型	水生生物の生息状況の適応性	全垂鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	

基準値は年間平均値とする。

(2) 地下水質に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準（地下水）

項目	環境基準
カドミウム	0.01 mg/
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/
六価クロム	0.05 mg/
砒素	0.01 mg/
総水銀	0.005 mg/
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/
四塩化炭素	0.002 mg/
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/
トリクロロエチレン	0.03 mg/
テトラクロロエチレン	0.01 mg/
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/
チウラム	0.006 mg/
シマジン	0.003 mg/
チオベンカルブ	0.02 mg/
ベンゼン	0.01 mg/
セレン	0.01 mg/
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/
ふっ素	0.8 mg/
ほう素	1 mg/

基準値は年間平均値とする。

ただし、シアンに係る基準値については、最高値とする。

3 騒音に係る環境基準

生活環境を保全し、人の健康を保護するために維持することが望ましい基準として、環境基本法第 16 条に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに定められている。

また、新幹線鉄道騒音に係る環境基準については、厚木市戸田の東南端一部が指定地域に含まれている。なお、航空機騒音に係る環境基準も定められているが、本市は指定地域に含まれていない。

(1) 道路に面しない地域に係る環境基準

道路に面しない地域に係る環境基準

地域の類型	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までとする。

2 AA を当てはめる地域は、療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

厚木市では、A・B・C 地域を次のように定めている。

A 地域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域

B 地域：第一種・第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C 地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

6 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

(2) 道路に面する地域に係る環境基準

道路に面する地域に係る環境基準

地域の類型	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分とする。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値とする。

地域の類型	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45 デシベル以下、夜間 40 デシベル以下）によることができる。

2 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路とする。

- (1) 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）。
- (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。

3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- (2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、告示によって定められている。ただし、地域の類型指定は神奈川県知事によって行われている。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

参考) 環境基本法による新幹線鉄道騒音に係る基準地域 (神奈川県告示抜粋)

1 類型の当てはめをする地域

新幹線鉄道の本線の線路の中心線から両側それぞれ 400 メートル以内の地域(次の表の左欄に掲げる橋りょうの周辺の地域については、同表右欄に掲げる地域)。ただし、弁天山トンネル、不動山トンネル、片浦トンネル、南郷山トンネル及び城堀トンネル付近の地域で図面に表示するもの、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項に定める工業専用地域並びに河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項に定める河川区域を除く。

橋りょう名	地域
多摩川橋りょう	橋りょうの県寄りの先端の線路の中心から半径 600 メートルの円内の地域(東京都の区域を除く。)
鶴見川橋りょう	橋りょうの両先端の線路の中心からそれぞれ半径 600 メートルの円内の地域
相模川橋りょう	橋りょうの両先端の線路の中心からそれぞれ半径 800 メートルの円内の地域
酒匂川橋りょう	橋りょうの両先端の線路の中心からそれぞれ半径 800 メートルの円内の地域

2 それぞれの類型の当てはめをする地域

類型	基準値	地域
	70 デシベル以下	1 に掲げる地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項に定める第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに、同法の規定による用途地域の定めのない地域
	75 デシベル以下	1 に掲げる地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項に定める近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

4 騒音・振動に係る規制基準

(1) 騒音規制法の特定工場に係る規制基準

騒音規制法の規制基準（単位：デシベル）

用途地域	昼	朝・夕	夜
	8時～18時	6時～8時 18時～23時	23時～6時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居専用地域 準住居地域 無指定地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	65	60	55

備考1 無指定地域とは、都市計画法で定める用途地域の指定がない地域。

備考2 工業専用地域は規制地域から除かれており、法の規制基準は適用されない。

(2) 振動規制法の特定工場に係る規制基準

振動規制法の規制基準（単位：デシベル）

用途地域	昼	夜
	8時～19時	19時～8時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居専用地域 準住居地域 無指定地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60

備考1 無指定地域とは、都市計画法で定める用途地域の指定がない地域。

備考2 工業専用地域は規制地域から除かれており、法の規制基準は適用されない。

(3) 特定建設作業に関する基準

特定建設作業の種類と敷地境界線における基準(単位:デシベル)

建設作業の分類	騒音の基準が適用される作業	基準値	振動の作業	基準値
1. くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	1. くい打機(もんけんを除く)くい抜機またはくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)	85	1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)くい抜機(油圧式くい抜機を除く)またはくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	75
2. びょう打機を使用する作業	2. びょう打機を使用する作業	85		
3. さく岩機、ブレーカーを使用する作業	3. さく岩機を使用する作業()	85	2. ブレーカー(手持ち式のものを除く)を使用する作業()	75
4. 空気圧縮機を使用する作業	4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)	85		
5. コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業	5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る)またはアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)	85		
6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業			3. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	75
7. 舗装版破砕機を使用する作業			4. 舗装版破砕機を使用する作業	75
8. バックホウを使用する作業	6. バックホウを使用(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る)を使用する作業	85		
9. トラクターショベルを使用する作業	7. トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る)を使用する作業	85		
10. ブルドーザーを使用する作業	8. ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る)を使用する作業	85		

備考 ()作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

特定建設作業の作業時間に関する規制

	1号区域	2号区域
作業時間	午前7時～午後7時	午前6時～午後10時
1日における延べ作業時間	10時間以内	14時間以内
同一場所における連続作業日数	6日以内	
日曜・休日における作業	禁止	

備考 1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲概ね80m以内の地域

2号区域：工業地域のうち学校・病院等の周囲概ね80m以外の地域

- (4) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準
 県条例の規制基準は、すべての事業所から発生する騒音・振動について適用される。

騒音の規制基準（単位：デシベル）

用途地域	昼 8時～18時	朝・夕 6時～8時 18時～23時	夜 23時～6時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居専用地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	65	60	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

振動の規制基準（単位：デシベル）

用途地域	昼 8時～19時	夜 19時～8時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居専用地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
工業専用地域	70	65
その他の地域	65	55

5 悪臭に係る規制基準

(1) 敷地境界における規制基準

敷地境界における規制基準（単位：ppm）

特定悪臭物質	悪臭防止法の許容限度	本市の規制基準
アンモニア	1 ~ 5	1
メチルメルカプタン	0.002 ~ 0.01	0.002
硫化水素	0.02 ~ 0.2	0.02
硫化メチル	0.01 ~ 0.2	0.01
二硫化メチル	0.009 ~ 0.1	0.009
トリメチルアミン	0.005 ~ 0.07	0.005
アセトアルデヒド	0.05 ~ 0.5	0.05
スチレン	0.4 ~ 2	0.4
プロピオン酸	0.03 ~ 0.2	0.03
ノルマル酪酸	0.001 ~ 0.006	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009 ~ 0.004	0.0009
イソ吉草酸	0.001 ~ 0.01	0.001
トルエン	10 ~ 60	10
キシレン	1 ~ 5	1
酢酸エチル	3 ~ 20	3
メチルイソブチルケトン	1 ~ 6	1
イソブタノール	0.9 ~ 20	0.9
プロピオンアルデヒド	0.05 ~ 0.5	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ~ 0.08	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02 ~ 0.2	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ~ 0.05	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003 ~ 0.01	0.003

(2) 排出口の規制基準

事業所の排出口における悪臭の基準は、特定悪臭物質の種類ごとに次式により流量を算出するものである。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q : 流量 (Nm³/時間)

He : 補正された排出口の高さ (m)

Cm : 悪臭物質の種類及び地域規制ごとに定められた許容限度 (ppm)

排出口の高さの補正 (有効煙突高さの計算)

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

He : 補正された排出口の高さ (m)

Ho : 排出口の実高さ (m)

Q : 温度 15 における排出ガス流量 (m³/秒)

V : 排出ガスの排出速度 (m/秒)

T : 排出ガス温度 (絶対温度 K)

(3) 排出水の規制基準

排出水の規制基準

排出水量 (m ³ /秒)	排出水の規制基準		
	Q < 0.001	0.001 < Q < 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

Q は、当該事業場等の排出水量を示す。

6 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準
カドミウム	検液 1 につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 につき 1mg 以下であること。

7 土壤汚染対策法の指定区域の指定に係る基準

土壤汚染対策法に基づいた土壤汚染状況調査の結果、規則で定める基準に適合しなかった土地は「指定区域」として指定・公示される。

指定区域の指定に係る基準

	特定有害物質	含有量基準 (mg/kg)	溶出量基準 (mg/)
第一種	四塩化炭素		0.002
	1,2-ジクロロエタン		0.004
	1,1-ジクロロエチレン		0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04
	1,3-ジクロロプロペン		0.002
	ジクロロメタン		0.02
	テトラクロロエチレン		0.01
	1,1,1-トリクロロエタン		1
	1,1,2-トリクロロエタン		0.006
	トリクロロエチレン		0.03
	ベンゼン		0.01
第二種	カドミウム化合物	150	0.01
	六価クロム化合物	250	0.05
	シアン化合物	遊離シアンとして 50	検出されないこと
	水銀化合物	15	0.0005
	アルキル水銀		検出されないこと
	セレン化合物	150	0.01
	鉛化合物	150	0.01
	砒素化合物	150	0.01
	ふっ素化合物	4000	0.8
ほう素化合物	4000	1	
第三種	シマジン		0.003
	チウラム		0.006
	チオベンカルブ		0.02
	PCB		検出されないこと
	有機りん化合物		検出されないこと